# 長崎県とイオン株式会社との包括連携協定書

長崎県(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)とは、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)
第１条　本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

(連携事項等)
第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項(以下「連携事項」という。)について連携して取り組むものとする。
（１）地産地消の推進、長崎県産品の国内外の販路拡大に関すること
（２）観光情報･振興に関すること
（３）地域防災への協力に関すること
（４）地域及び暮らしの安全･安心に関すること
（５）健康の増進･食育に関すること
（６）高齢者･障がい者の支援に関すること
（７）子ども･青少年育成に関すること
（８）男女共同参画の推進に関すること
（９）ＮＰＯ･ボランティアとの協働に関すること
（10）環境対策及びリサイクルに関すること
（11）国体等大規模イベントに関すること
（12）県政情報のＰＲ及び発信に関すること
（13）ＩＣカードの活用による県施策の推進に関すること
（14）その他地域の活性化及び県民サービスの向上に関すること
２　乙は、連携事項の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社に実施させることができる。
３　甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ、決定する。

(協定内容の変更)
第３条　甲、乙のいずれか一方が協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(協定の有効期間)
第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から１年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)
第５条　甲と乙は、協働事業の実施に当たって知り得た情報機密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らす事があってはならない。

(疑義等の決定)
第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年９月１９日

甲：長崎県長崎市江戸町２番１３号
長崎県知事　中村　法道

乙：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオン株式会社
代表執行役社長　岡田　元也